年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在はB社)における資格取得日に係る記録を昭和32年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月20日から同年5月1日まで 私は昭和30年4月から62年7月までA社に継続して勤務していた。オ ンライン記録によると、32年4月の記録が無い。

私は継続して勤務していたにもかかわらず、年金記録が無いことに納得がいかないので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在籍証明書、事業主が保管する人事記録、事業主からの回答文書及び雇用保険の記録により、申立人はA社に継続して勤務し(昭和32年4月20日に同社C支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年5月の社会保険事務所(当時)の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「確認できる関連資料等は無いが、申立人の申立期間について被保険者資格の取得に係る届出の際に、何らかの手続誤りがあったと推察している。」と回答していることから、事業主が昭和32年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山梨国民年金 事案 268

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から61年3月まで

地区の役員が自宅に国民年金保険料の集金に来ていた。学校を卒業して から実家の割烹で仕事をしており、20歳から保険料を納めていたのに未納 となっていることは納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身及びその母親が同居家族4人分の国民年金保険料を 地区の集金人に納付していたと主張しているが、母親からは当時の状況を聴 取することができない上、申立人自身も納付していた保険料の金額について の明確な記憶は無いなど、当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年12月15日にA市において払い出されており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間である上、過年度納付が可能であった期間についても、申立人には過年度納付により金融機関に保険料を納付した記憶は無い。

さらに、申立人は申立期間当時から現在に至るまでA市から転出したことは無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨厚生年金 事案 267

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年6月1日から19年3月2日まで 昭和18年からA社(現在は、B社) C工場で働いていた。高熱の炉の近くで作業していたことや戦時中の灯火管制のことをはっきり覚えている。召集令状を受け帰郷した19年3月まで同工場で働いていたことは確かである。厚生年金保険の記録が無いのは納得できないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C工場に申立期間、勤務していたと主張しているが、同事業所の労務管理担当者によれば、「申立期間について当事業所に現存する労働者年金保険被保険者資格取得届を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。」と回答している。

また、社会保険事務所(当時)のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者 名簿から、申立期間当時に被保険者となっていることが確認できる複数の従業 員に、申立人の同社における勤務状況等を照会したが、申立人を記憶している 者はいなかった。

さらに、申立人は、申立期間当時のおおよその給与額、厚生年金保険料控除の有無及び同僚の氏名等を記憶しておらず、このほか、申立人の申立期間における当該事業所での勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。